

## 岡本の国会での答弁

177-参-厚生労働委員会-3号 平成23年03月25日

○秋野公造君 どうか激甚災害のメニューに加えていただきますよう御検討をよろしく願います。

昨日に続きまして、住まいについてお伺いをしたいと思います。

昨日、大臣からも高齢者対策は全力で行っていくとの力強いお話がありました。今日の報道によりますと、被災者に対して行いましたアンケートのうち、百人のアンケートのうち、地元に戻りたいというお声が七割、そして最も希望する行政支援として七割の方が住宅再建を挙げられました。皆さん地元に戻られ、そして自分の家を、あるいはもう全壊した方もいらっしゃいましょうが、住宅を再建してもらいたい、そういう希望を持っていらっしゃいます。

高齢者については、高齢者住まい法も厚生労働省は国土交通省と共同所管になっているわけで、厚生労働省も根拠となる法律を持っているわけですから、ただ被災地に家を建てればよいということではなくて、医療機関の再建を併せて、二十四時間三百六十五日介護サービス付きの高齢者住宅の整備と、福祉交流拠点の機能を整備した地域包括ケア体制を今こそ被災地に構築すべきであると思われませんが、お考えいかがでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) 今御指摘になりましたように、介護や医療が必要な高齢者が安心して生活が送れるような、いわゆるニーズに応じた住宅の提供をしていくということが基本であるというふうには認識をしております。その上で、医療、介護、そして予防、生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域包括ケアの推進をしていくという、そういった考え方を持っているところでございます。

今御指摘がありましたように、厚生労働省と国土交通省は今国会に高齢者の住まい法の改正案を提出しております。この法律案におきましては、介護サービスや医療サービスと連携した安心して生活できる住宅の登録制度の創設など盛り込んでいるところでございまして、本法律案の是非とも御審議をお願いをするとともに成立をお願いをしたいところでございますが、成立後につきましては、関連する予算を活用することによりまして、国土交通省と連携してサービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図っていかねばならないと思います。

一方で、今回の東北地方を襲った震災につきましては、津波で住宅を失われた高齢者の方も多く承知をしております。御指摘のとおり、福祉政策と住宅政策を連携させていくという必要性も十分認識をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○田村智子君 雇用促進住宅がいち早く入居が始まっていますので、今後、公営住宅とかあるいはUR団地が活用できるようになれば、やっぱり入居実績のあるこの雇用促進住宅がどうだったかということが参考になっていくと思うんです。是非、被災者に寄り添った支援を進めていただきたいと思えます。

国が直接かかわる住宅としては国家公務員宿舎もあります。昨日、財務省に確認したところ、公務員の合同宿舎は東北、関東管内だけでも二千三百九十一戸提供できると。これは公務員の合同宿舎。それに加えて、厚労省の単独所管、これが百八十四戸、国土交通省も三百戸利用可能だというふうに昨日お聞きをいたしました。

これらの住宅は、聞きましたところ、即入居も可能な状態、ほとんどがそうだろうということでもあります。既に財務省の方からは、政府の緊急災害対策本部の方にこういうふうな数字も示しているんだけれども、具体化がまだこの本部で進められていないというふうにもお聞きしています。

早く自治体ごとに戸数も明らかにして、一日も早く活用できるようにする必要があると思いますが、

いかがでしょうか。

○大臣政務官(岡本充功君) 御指摘いただきましたように、できるだけ早く落ち着いた生活ができるようにしていくという取組で、住宅の問題は大変重要だと思っております。

御指摘のとおり、厚生労働省が管理する宿舎のうち百八十四戸をリストアップして、地方自治体からの依頼により無償提供を行ってまいりたいと考えているところでございますが、こうした取組は政府全体で統一的に行っていくことが重要であるということになっておりまして、今御指摘がありましたように、財務省取りまとめということになっております。

三月二十三日には、被災者の受入れの具体的な作業を進めるため、受入れ可能施設の個別情報が必要になることから、政府の緊急災害対策本部からの指示により、財務省が各省に対して個別情報を提出するよう作業依頼があり、三月二十四日に提出したところでございます。

こういった取組、これから進んでいくわけでありましてけれども、委員からのお話もありましたので、財務省に対しても、厚生労働省として働きかけをしていきたいというふうに考えております。